

国保標準保険料率算定結果と 平成30年度国民健康保険税率 について

洲本市 市民生活部 保険医療課

国保制度改正の概要（運営の在り方の見直し）

- 平成30年度より、都道府県は国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る。
 - ① 給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
 - ② 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
 - ③ 都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進
- 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行う。



**①市町村が提示・公表される標準保険料率を
参考に保険料率の決定を行う。**

市町村標準保険料率の意義・課題

【意義】

➤ 市町村標準保険料率は、2つの役割を担う。

- ① 各市町村のあるべき保険料率（標準的な負担）の見える化（いわゆる「モノサシ」としての機能）
- ② 各市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値（標準保険料率どおりに賦課・徴収すれば、必要な保険料が確保できる「参考料率」、「将来目標」としての機能）

【課題】

➤ 市町村標準保険料率どおりに賦課・徴収しても、必要な保険料が確保できるとは限らない。

- ・ 算定に用いる各市町村の所得総額は、都道府県と市町村の事務負担を考慮して、普通調整交付金の算定に用いる賦課限度額控除後所得を用いることとしている。これは各市町村が実際に保険料を計算する際に用いる所得額と比べ、保険料の賦課限度額を超える部分を所得控除が少なく、高めに算出される傾向がある。



**②市町村は、標準保険料率より高い
 保険料率を設定する必要がある。
 （標準保険料率+a）**

2

市町村標準保険料率算定結果

国が示した本係数等に基づき、1月5日付で県より提示のあった標準保険料率算定の結果は以下のとおり。

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	一人当たり保険税
医療分	7.90%	10.00%	25,000円	25,000円	69,765円
	↘ 6.51%	↘ 9.25%	↘ 22,471円	↘ 21,737円	↘ 60,693円
	↘ 6.45%	-	↗ 25,987円	↘ 18,272円	↘ 59,267円
支援分	2.40%	5.00%	7,800円	7,200円	22,001円
	↗ 2.51%	↘ 3.53%	↗ 8,914円	↗ 8,623円	↗ 23,417円
	↗ 2.56%	-	↗ 10,336円	↗ 7,268円	↗ 23,246円
介護分	2.20%	2.20%	9,300円	6,000円	24,766円
	↘ 2.03%	↗ 3.90%	↗ 9,465円	↘ 5,952円	↘ 24,268円
	↘ 2.13%	-	↗ 11,109円	↘ 5,204円	↘ 24,746円

◎一人当たり保険税の比較

	医+支	現行との差額	医+支+介	現行との差額
現行	91,766円		116,532円	
4方式	↘ 84,110円	▲ 7,656円	↘ 108,378円	▲ 8,154円
3方式	↘ 82,513円	▲ 9,253円	↘ 107,259円	▲ 9,273円

3

平成30年度国民健康保険税算定方式の決定

- 資産割は、制度的に所得割を補完する役割を持たせるため設けられたものであるが、その趣旨に被保険者から理解を得難く、収益をあげることができない資産に対して課税するのはおかしい、そもそも固定資産税との2重課税ではないか等の苦情が後を絶たない。
 - 県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、将来的な保険料負担の平準化を図るため、標準的な保険料算定方式を「3方式」を指すとされており、いずれは3方式にする必要がある。
- 【参考】 県下の算定方式の状況
- ・ 4方式 19市町 (被保険者数割合：18.09%)
 - ・ 3方式 22市町 (" : 81.91%)
- 市町村標準保険料率本算定結果では、従来の4方式、3方式ともに一人当たり保険税は下がる見込みである。



③平成30年度より従来の4方式に代わり、3方式で算定する。

4

モデルケースによる税率改定の影響比較① (市町村標準保険料率による)

【モデルケース例】

ケースNo.	世帯人数	介護対象	所得金額	資産税	軽減	備考
1-1	4人	2人	300万円	10万円	なし	所得300万円は、給与収入に直すと約440万円
1-2	4人	2人	300万円	なし	なし	
2-1	2人	0人	110万円	10万円	2割	夫は厚生年金(230万円)、妻は国民年金(80万円)
2-2	2人	0人	110万円	なし	2割	
3-1	1人	1人	0円	10万円	7割	
3-2	1人	1人	0円	0円	7割	介護ありで最も低い税額(現行税率で年額24,000円)
3-3	1人	0人	0円	0円	7割	最も低い税額(現行税率で年額19,500円)
4-1	2人	1人	0円	10万円	7割	
4-2	2人	1人	0円	0円	7割	
4-3	2人	0人	0円	0円	7割	

【試算結果】

ケースNo.	標準保険料率 (3方式)		
	現行 税額	税額	現行比
1-1	538,800	495,500	-43,300 (-8.0%)
1-2	521,600	495,500	-26,100 (-5.0%)
2-1	172,500	147,800	-24,700 (-14.3%)
2-2	157,500	147,800	-9,700 (-6.2%)
3-1	41,200	23,200	-18,000 (-43.7%)
3-2	24,000	23,200	-800 (-3.3%)
3-3	19,500	18,400	-1,100 (-5.6%)
4-1	51,000	34,100	-16,900 (-33.1%)
4-2	33,800	34,100	300 (0.9%)
4-3	29,300	29,300	0 (0.0%)

5

【平成30年度標準保険料率適用による影響】

※平成29年度本算定時から見た4/1時点の数字に基づく

	医療人数	介護人数	世帯数 (医療)	(内数)			<参考> 増額世帯の 増額の最大額
				減額世帯数	増額世帯数	増減なし世帯 数	
7割軽減 (特定世帯含む)	3,202	1,082	2,351	1,976	208	167	7,300
5割軽減 (特定世帯含む)	1,997	548	1,072	940	67	65	8,500
2割軽減 (特定世帯含む)	1,591	484	790	724	26	40	7,400
特定世帯	225	53	225	141	82	2	1,100
軽減なし世帯	5,158	1,953	2,846	2,683	80	83	10,900
合計	12,173	4,120	7,284	6,464	463	357	-

算定方式・税率改定による傾向

- 所得割、資産割がかかっている場合は、ほとんどのケースで減少する。
- 所得割、資産割がかかっていない場合は、均等割・平等割増の影響により増額するケースがある。(2人以上世帯で増額。)
 - ・ 増額となる世帯 463世帯 (仮算定=1世帯)
 - ・ " 税額 最大10,900円 (仮算定=最大300円)

★現行から標準保険料率3方式で算定することにより増額となる主な世帯の要件

- ①世帯人数が2人以上
- ②7・5・2割軽減対象
- ③所得割・資産割がかかっていない。



④増額になる世帯が、低所得世帯となる傾向があるため、その世帯に配慮した税率の設定が必要である。

平成30年度国保税率(案)の考察

【平成30年度税率設定にあたり配慮すべき事項】

- ① 県より提示・公表される標準保険料率を参考に保険料率の決定を行う。
- ② 所得が高めに算出される傾向があるため、基本的に標準保険料率より高い保険料率を設定する。
- ③ 県で定める「兵庫県国民健康保険運営方針」において、標準的な保険料算定方式とされる「3方式」で算定する。
- ④ 低所得世帯について、なるべく増額とならないよう配慮した税率を設定する。
- ⑤ 納付金の主な財源となる国民健康保険料税について、納付金が不足とならないよう税率を設定する。

8

平成30年度洲本市国民健康保険税率(案)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	一人当たり保険税
医療分	税率(案)	-	23,000円	22,500円	61,370円
	現行	7.90%	10.00%	25,000円	25,000円
支援分	税率(案)	-	9,300円	8,900円	24,126円
	現行	2.80%	5.00%	7,800円	7,200円
介護分	税率(案)	-	9,400円	6,500円	25,204円
	現行	2.30%	2.20%	9,300円	6,000円

(一人当たり保険税の比較)

	医＋支	税率(案)との差額	医＋支＋介	税率(案)との差額
税率(案)	85,496円		110,700円	
現行	91,766円	▲6,270円	116,532円	▲5,832円

9

モデルケースによる税率改定の影響比較②

(保険料率(案)による)

【モデルケース例】

ケースNo.	世帯人数	介護対象	所得金額	資産税	軽減	備考
1-1	4人	2人	300万円	10万円	なし	所得300万円は、給与収入に直すと約440万円
1-2	4人	2人	300万円	なし	なし	
2-1	2人	0人	110万円	10万円	2割	夫は厚生年金(230万円)、妻は国民年金(80万円)
2-2	2人	0人	110万円	なし	2割	夫は厚生年金(230万円)、妻は国民年金(80万円)
3-1	1人	1人	0円	10万円	7割	
3-2	1人	1人	0円	0円	7割	介護ありで最も低い税額(現行税率で年額24,000円)
3-3	1人	0人	0円	0円	7割	最も低い税額(現行税率で年額19,500円)
4-1	2人	1人	0円	10万円	7割	
4-2	2人	1人	0円	0円	7割	
4-3	2人	0人	0円	0円	7割	

【試算結果】

ケースNo.	現行	税額	標準保険料率		税額	保険料率(案)	
	税額	税額	現行比	現行比	税額	現行比	現行比
1-1	538,800	495,500	-43,300 (-8.0%)		508,900	-29,900 (-5.5%)	
1-2	521,600	495,500	-26,100 (-5.0%)		508,900	-12,700 (-2.4%)	
2-1	172,500	147,800	-24,700 (-14.3%)		152,200	-20,300 (-11.8%)	
2-2	157,500	147,800	-9,700 (-6.2%)		152,200	-5,300 (-3.4%)	
3-1	41,200	23,200	-18,000 (-43.7%)		23,700	-17,500 (-42.5%)	
3-2	24,000	23,200	-800 (-3.3%)		23,700	-300 (-1.3%)	
3-3	19,500	18,400	-1,100 (-5.6%)		19,000	-500 (-2.6%)	
4-1	51,000	34,100	-16,900 (-33.1%)		33,400	-17,600 (-34.5%)	
4-2	33,800	34,100	300 (0.9%)		33,400	-400 (-1.2%)	
4-3	29,300	29,300	0 (0.0%)		28,700	-600 (-2.0%)	

【平成30年度州本市国民健康保険税率(案)適用による影響】

※平成29年度本算定時から見た4/1時点の数字に基づき

	医療人数	介護人数	世帯数 (医療)	(内数)			<参考> 増額世帯の 増額の最大額
				減額世帯数	増額世帯数	増減なし世帯 数	
7割軽減 (特定世帯含む)	3,202	1,082	2,351	1,976	0	0	0
5割軽減 (特定世帯含む)	1,997	548	1,072	940	0	0	0
2割軽減 (特定世帯含む)	1,591	484	790	724	0	0	0
特定世帯	225	53	225	141	0	2	0
軽減なし世帯	5,158	1,953	2,846	2,683	49	94	10,800
合計	12,173	4,120	7,284	6,464	49	96	-

■ 現行保険税率と比較して増額となる世帯

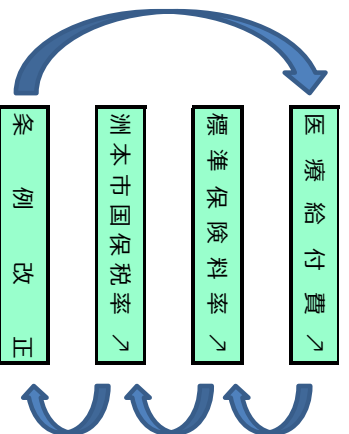
- ・均等割・平等割の軽減適用のない世帯のみが増額となる。
- ・増額となる世帯構成は、1～7人世帯となっており、偏りはない。
- 【 1人世帯：3世帯 2人世帯：14世帯 3人世帯：16世帯 4人世帯：4世帯
5人世帯：7世帯 6人世帯：2世帯 7人世帯：3世帯
増額となる世帯は、医療分は賦課限度額まで課税、支援・介護分は賦課限度額まで課税されていない世帯。
(医療分は減額となるが、減額後も賦課限度額を超えているため。) 】

今後の予定等

【今後の予定】

- 3月1日 平成29年度国民健康保険運営協議会開催
(平成30年度税率(案)について、諮問・答申)
- 4月1日 新国保制度スタート
- 5月 税率改正に伴う条例改正
- 6月 市広報紙において平成30年度税率について広報
- 7月上旬 各世帯へ平成30年度国民健康保険税額の通知

【今後の検討課題】



国保加入者の高齢化に伴う医療給付費の増加により、将来、左記サイクルが発生することとなる。
平成31年度以降の税率設定については、住民負担の観点も踏まえ、年度間の平準化も視野に入れた慎重な検討が引き続き必要になる。

EX.法定外繰入金の額を維持するのか
財政調整基金の取り崩しを行うのか 等

標準保険料率参考資料

淡路市・南あわじ市との比較 (3方式)

		所得割	資産割	均等割	平等割
洲本市	医療分	6.45%	-	25,987円	18,272円
	支援金	2.56%	-	10,336円	7,268円
	介護分	2.13%	-	11,109円	5,204円
淡路市	医療分	↗ 7.14%	-	↗ 28,780円	↗ 20,236円
	支援金	↘ 2.48%	-	↘ 10,001円	↘ 7,032円
	介護分	-	-	↗ 11,892円	↗ 5,570円
南あわじ市	医療分	↗ 6.78%	-	↗ 27,334円	↗ 19,219円
	支援金	↗ 2.62%	-	↗ 10,573円	↗ 7,434円
	介護分	↗ 2.28%	-	↗ 11,877円	↗ 5,564円

【参考】 ・一人当たり医療費 洲本市:366,401 淡路市:376,748(↗) 南あわじ市:365,654(↘)
 ※H27年度 ・一人当たり所得額 洲本市:458,749 淡路市:494,568(↗) 南あわじ市:539,242(↗)

税率算出参考資料(1)

I 応能割 (所得割)

【課題】 基準所得 (限度額相当分控除後所得) が高めに算定される傾向がある。
 ⇒実際に見込まれる基準所得により所得割率を設定する。

(1) 医療分

○過去の基準所得の状況 (本算定時)

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H27	6,262,302,294円	66,048,528円	836,057,316円	5,426,244,978円	12,409人	437,283円	101.746%
H28	6,616,334,027円	61,888,682円	783,401,038円	5,832,932,989円	12,324人	473,299円	108.236%
H29	6,849,514,720円	82,099,597円	1,039,235,405円	5,810,279,315円	11,781人	493,191円	104.203%
					過去3年平均	467,924円	104.7283%

○標準保険料算定における基準所得の状況

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H30	-	-	-	6,043,893,180円	11,596人	521,205円	105.680%

一人当たりの所得を対前年比103%相当の「508,000円」に設定する。

必要賦課総額 (本算定結果より)	①うち所得割分 (賦課割合50と設定)	②基準所得 (一人当たり所得× 被保険者数員数)	所得割率 (①/②)
医療分 814,300,178円	407,150,089円	5,728,208,000円	7.11%
			+0.66%

税率算出参考資料(2)

(2) 支援分

○過去の基準所得の状況 (本算定時)

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H27	6,262,302,294円	19,014,307円	792,262,792円	5,470,039,502円	12,409人	440,812円	102.694%
H28	6,616,334,027円	15,584,759円	649,364,958円	5,966,969,069円	12,324人	484,175円	109.837%
H29	6,849,514,720円	21,466,660円	894,444,167円	5,955,070,553円	11,781人	505,481円	104.401%
過去3年平均						476,823円	105.643%

○標準保険料算定における基準所得の状況

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H30	-	-	-	6,022,776,864円	11,596人	521,205円	103.111%

一人当たり所得を対前年比103%相当の「520,000円」と設定する。

必要課税総額 (本算定結果より)	①うち所得割分 (賦課割合50と設定)	②基準所得 (一人当たり所得× 被保険者数見込)	所得割率 (①/②)
支援分 323,024,591円	161,512,296円	5,863,520,000円	2.75%
本算定結果より			+0.19%

16

税率算出参考資料(3)

(3) 介護分

○過去の基準所得の状況 (本算定時)

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H27	2,686,414,684円	6,675,587円	303,435,773円	2,382,978,911円	4,065人	586,219円	104.671%
H28	2,783,618,488円	6,753,152円	306,961,455円	2,476,657,033円	4,016人	616,697円	105.199%
H29	2,768,996,277円	8,615,819円	391,628,136円	2,377,368,141円	3,766人	631,271円	102.363%
過去3年平均						611,396円	104.077%

○標準保険料算定における基準所得の状況

年度	基準所得	限度超過額	限度額相当所得	限度額相当分控除後所得	被保険者数	一人当たり所得	対前年比
H30	-	-	-	2,392,361,973円	3,697人	647,109円	102.509%

一人当たり所得を対前年比103%相当の「640,000円」と設定する。

必要課税総額 (本算定結果より)	①うち所得割分 (賦課割合50と設定)	②基準所得 (一人当たり所得× 被保険者数見込)	所得割率 (①/②)
介護分 109,349,696円	54,674,848円	2,382,080,000円	2.30%
本算定結果より			+0.17%

17

税率算出参考資料(4)

Ⅱ応益割 (均等割・平等割)

【課題】 増額になる世帯が、低所得世帯となる傾向がある。

原因は本算定結果の均等割がすべて現行より増額となつているためである。

⇒賦課割合を調整することにより、全体として下がる見込みの医療分の均等割が減額となるよう調整する。

	必要賦課総額 (本算定結果より)	①うち均等割分 (賦課割合32)	②被保険 者数見込	均等割額 (①/②)	③うち平等割分 (賦課割合18)	④世帯数 見込	平等割額 (③/④)
医療分	814,300,178円	260,576,057円	11,276人	23,109円	146,574,032円	6,497世帯	22,560円
		本算定結果より		▲2,878円			+4,288円
支援分	323,024,591円	103,367,869円	11,276人	9,167円	58,144,426円	6,497世帯	8,949円
		本算定結果より		▲1,169円			+1,681円
介護分	109,349,696円	34,991,903円	3,722人	9,401円	19,682,945円	3,044世帯	6,466円
		本算定結果より		▲1,708円			+1,262円

18

税率算出参考資料(5)

Ⅲ端数調整

現加入者の平成30年4月1日時点の状況で算出した賦課総額は以下のとおり。

	賦課総額				計 (①+②+③-④)	必要賦課総額 (本算定結果より)	過不足
	①所得割	②均等割	③平等割	④限度超過額			
医療分	7.11%	23,109円	22,560円	53,504,018円	824,403,046円	814,300,178円	10,102,868円
支援分	2.75%	9,167円	8,949円	23,863,946円	319,731,827円	323,024,591円	-3,292,764円
介護分	2.30%	9,401円	6,466円	8,085,655円	109,581,756円	109,349,696円	232,060円



過不足の調整を兼ねて端数調整

	課税総額				計 (①+②+③-④)	必要課税総額 (本算定結果より)	過不足
	①所得割	②均等割	③平等割	④限度超過額			
医療分	7.00%	23,000円	22,500円	51,175,412円	817,279,887円	814,300,178円	2,979,709円
支援分	2.80%	9,300円	9,000円	24,617,952円	323,237,725円	323,024,591円	213,134円
介護分	2.30%	9,400円	6,500円	8,087,849円	109,679,336円	109,349,696円	329,640円

19